

令和7年(ワ)第561号 損害賠償等請求事件
 原告 エンブレム札幌清田管理組合
 被告 日本システム企画株式会社

被告証拠説明書(2)

令和7年10月29日

札幌地方裁判所 民事第3部 3係 御中

被告 訴訟代理人弁護士 藤原大



【乙】 号証	標目 (原本写しの別)	作成者 作成日	立証趣旨 (備考)
18	ウェブ記事 (水表面の電子を観測)	写し 理化学研究所 2016(H28). 6.10	水和電子は、水と高エネルギーの放射線の作用で生じるものに限らず、紫外線の作用でも水和電子が生じること等 (備考) 参照箇所の記載について、代理人により黄色で着色した
19	ウェブ記事 (NMRの基礎知識【原理編】)	写し 関東化学株式会社 2022(R4). 1 1.10	核磁気共鳴(NMR)を起こすのは、原則として奇数の原子番号の物質であり、偶数の電子番号の物質で核磁気共鳴を起こすものは例外であること等 (備考) 参照箇所の記載について、代理人により黄色で着色した
20	ウェブ記事 (安定同位体生態学の簡単な解説)	写し 陀安一郎	同上 (備考) 参照箇所の記載について、代理人により黄色で着色した
21	NMR パイプテクターの防錆効果・赤錆の黒錆化について	写し 勇田敏夫 (北海道大学名誉教授) R7.9.29	パイプテクターが給水管や空調冷温水配管内に発生する赤錆を抑制し、すでに存在する赤錆を不動態の黒錆に変えて配管を長期延命させる装置で、水と鉄の界面工学における還元作用を起こすものであることは、再現性が認められること等 (備考) 「実際の効果検証方法、赤錆サンプルの採取を立会者と共同で実施した事、立会者が検査機関に赤錆サンプルを送付した事など詳細が明記された関西国際空港における赤錆の黒錆化を検証した報告書」として、下記の報告書2通が添付されている。 記 ・「試験設置工事報告書」(H29.1.18) ・「空調用温水配管防錆試験検証結果報告」(H29.5.25)

2 2	分析結果報告書	写し	一般財団法人材料科学 技術振興財団	<p>同上</p> <p>(備考) 乙21で「配管内の赤錆中の黒錆量が優位的に増加した事例を7例選定し、提示しました。」として引用されている下記の各番号(枝番号)の物件(設置場所)のもの</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 東京ガーデンパレス 2 ネクサス香椎 3 新宿東京海上日動ビル 4 関西国際空港 航空保安受配電所 5 丸井今井札幌本店 大通館 6 石油資源開発株式会社 長岡事業所 7 柏木工株式会社</p> <p>(同じ物件のものについて、先に分析した報告書にさらに枝番「の1」、後に分析した報告書に枝番「の2」を付した)</p>
-----	---------	----	----------------------	---

以上